特定非営利活動法人 沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会

定款

特定非営利活動法人 沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会

本 部:沖縄県那覇市久米2-33-1 〒900-0033 TEL 098-863-2116 FAX 098-862-1227 特定非営利活動法人沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市久米2丁目33番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、沖縄都市モノレール延伸の実現、またその利用の促進関する事業を行い 県民福祉、まつづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) まつづくりの推進を図る活動
 - (2) 環境の保全を図る活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
 - (1) 沖縄都市モノレールの延伸関する事業
 - (2) 沖縄都市モノレールの利用促進に関する広報、啓発事業
 - (3) まつづくり、総合交通体系整備等の研究、企画事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員
 - この法人の目的に賛同し入会した個人、団体及び企業
- (2) 補助会員 この法人の事業を替助するために入会した企業及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 2 会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に

申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会をみとめなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書名をもって本人にその畝を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を未納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2 以上の議決により、これを除名することができる。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名する場合には、その者に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(搬出金品の不返還)

第12条 帰納の会費及びその他の搬出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
 - 2 理事のうち、1名を理事長、5名を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長がかけたときは、 理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する、
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人 のを執行する。

- 4 監事は、る魏に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告するため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は。この法人の財産の状況について、理事に意見を 述べ、必要がある場合には理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されてない場合には、任期の末日後最初 総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の人気の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行 わなければならない

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく これを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に答弁の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐ええないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
 - 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(構成)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業計画及び活動予算決算
- (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(構成)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催とする。
 - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催とする。
 - (1) 理事会が必要とみとめ招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面を持って招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定のよる請求があったときは、その 日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を もって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。 (定足数)
- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。 (議決)
- 第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項 について書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが できる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、抱き27条、第28条第2号、第30条第 1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 3 総会のぎおけつについて、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に 加わることができない。

(表決権等)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者は又は表決委任者がある場合にあって はその総数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、 押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款にさだめるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもっ 集の請求があったとき
 - 第15条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事会はは条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14 日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決 するところよによる

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところよによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2項の適用については、理事会に 出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記

すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名を以上が署名、 押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が 別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を 経なければならない。

(暫定予算)

- 第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事 長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じ ることができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第44条 予算の超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

- 第 46 条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類 は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決 を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他の新たな義務の負担をし、又 は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上 の多数決による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄 庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第50条 この法人は、次に揚げる事由により解散する。
 - (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡(欠乏)
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の 承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属)
- 第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存 する財産は、総会において決定する特定非営利活動法人又は沖縄県に譲渡するものと する。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数 4 分の 3 以上の議 決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 広告の方法

(広告の方法)

第53条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長 石川秀雄 副理事長 安次富長昭 同 具志盛義 百 上間清 小渡ハル子 同 同 富川盛武 理 事 安慶名正行 嘉手納是敏 同 同 銘苅清一 同 知念良和 同 比嘉朝松 同 根路銘勇 同 粟国正昭 同 新垣淑典 監 事 岩岡文彦 具志堅政治 同

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定かかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定かかわらず、成立の日から 平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員のうち個人年会費 一口 5,000円(2) 正会員のうち団体年会費 一口 10,000円(3) 正会員のうち企業年会費 一口 50,000円(4) 賛助会員年会費 一口 50,000円
- 7 この定款は、平成26年9月24日(定款変更認証日)から施行する。

平成26年9月24日定款変更の認証を得たので、本定款を作成、理事長が次に記名押印する。

平成26年10月 1日

特定非営利活動法人沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会 理事長 粟 國 正 昭

「特定非営利活動法人沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会」 設立趣旨書

趣旨

沖縄県はわが国の最南の域にあって、自然、歴史、文化の各面において多くの特性を有している。この特性を生かした観光、農業、文化、国際交流等においてユニークな展開が見られ、 国民生活における多様なニーズに応えつつある。

これからの発展に伴い、本件の都市化著しく進展し、県度の28パーセントの中南部都市圏に全人口の80パーセント強が集中し、多くの都市問題が発生している。これらの都市問題に如何に対処するかは我が県にとって重要ま課題である。なかでも、各地域及び域間の満席的交通渋滞、バス交通の衰退、都市環境の悪化、交通事故の多発、温暖化等への対応は、われわれがもっとも関心を寄せなければならない焦眉の課題である。

とりわけ、バス交通と連携した軌道交通の体系的導入は陸上交通問題の軽減に繋がるとの観点から、私達は現在の沖縄都市モノレールの利用促進、及び延伸をわらに進め、また公共交通の体系化を目的とした調査研究、県民各層との意見交換、行政施策への繁栄党に関連した諸活動を協力に展開する必要がある。

よって当促進協議会は、これらの諸活動を積極的に推進し、併せて社会的責任を明確にする ため法人格を有した特定非営利活動法人沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会を設立す るものである。

設立に至るまでの経緯

当促進協議会は昭和52年9月県内有志で以て任意団体「都市モノレール建設推進協議会」を設立し、県民福利、まちづくり、総合交通体系整備の観点から当面、那覇都市圏へのモノレールの必要性を提案、那覇市を支援し関係行政機関等への要請活動を行ってきた、

また、沖縄県・那覇市が一体となって都市モノレールに取り組むようになった昭和56年7月、「沖縄都市モノレール建設促進協議会」と改称し、沖縄県・那覇市を支援してきた。

沖縄都市モノレール (ゆいレール) の開業後の平成15年8月からは「沖縄県都市モノレール延伸・利用促進協議会」に改称し、延伸及び利用促進にも力を入れ今日に至っている。

とくに平成18年3月以降、当促進協議会はこのままの任意団体でよりのか、都市交通という重要な課題を協議推進する社会的責任から法人格を取得し、その義務を明確にし行動する必要があるとの観点から常任委員会で数回にわたり、協議を重ね、平成19年8月22日に設立総会の運びとあった。